

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活困窮者自立支援法第18条	偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときの支給額徴収の決定処分	生活福祉第一課

処分基準は、生活困窮者自立支援法第18条の規定に基づき、偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。